

<全般>

No.	項目	質問	回答
募集要項 本編			
1	1 申請の資格	今年度、京都市内で保育所を開設したが、応募可能か。	現在、京都市内で認可保育所を運営されているのであれば、申請可能です。
2	5 移管に係る基本事項 (1) 財産の引継ぎ	土地（市有地）の貸付の減額期間後に、法人が購入することは可能か。	減免期間終了後の取扱いは売却も含めて本市と法人とで協議して定めることとしており、購入していただくことも可能です。
3	5 移管に係る基本事項 (2) 業務の引継ぎ・共同保育	平成30年4月からの引継ぎ・共同保育の期間において、一人の保育士で頻度を上げて引継ぎ・共同保育にあたり、人件費の補助をしてもらうことは可能か。 (例：乳児クラス担任予定者3名が週1回の期間に、同予定者1名が週3回の頻度で引継ぎ・共同保育に従事する等)	不可です。 引継ぎ・共同保育については、各クラス担任予定者が子どもや保護者との関係を早期から構築し円滑に移管を行っていくことを目的にしており、例のように1名のみで行うことは認められません。 なお、募集要項に定める頻度以上に引継ぎ・共同保育に従事されても、規定分以上の人件費補助は出来ません。
4	5 移管に係る基本事項 (2) 業務の引継ぎ・共同保育	平成31年4月の移管後の引継ぎ・共同保育の状況について教えてほしい。	平成31年4月の移管後は、移管保育所の元副所長、元クラス担任(各クラス1名)が移管後の保育園に残り、引き続き引継ぎ・共同保育に従事します。市の職員は、市営保育所の保育内容が引き継いでいるかを確認する立場となります。そのため、保育士の配置基準等は法人職員で満たして頂く必要があります。 なお、市の職員は最長で平成32年3月末まで引継ぎ・共同保育に従事しますが、十分に引継ぎが出来ていることを確認できれば、年度途中に順次引き上げを行います。

No.	項目	質問	回答
募集要項 別紙4			
5	移管後の運営に係る基本事項	移管後の運営に係る基本事項（別紙4）の「2. 職員について」の「保育士」に課せられた条件を満たせば、それ以外の職員は新卒者でもよいか。	条件を満たしているのであれば可能です。 そのようにお考えの場合、事業計画の【様式3 2-1～3】に記載願います。
6	移管後の運営に係る基本事項	就業規則、給与表、園規則などは、現在に応募法人が運営する園と移管対象保育所とで共通のものを使用するのか、別のものを作成しなければならないのか、作成してもよいか。	就業規則及び給与表については、修学院保育所及び淀保育所の移管後の運営に係る基本事項に反しない範囲であれば、共通のものを使用していただいても構いません。 園規則については、園ごとに作成していただくことになります。
申請書類			
7	【様式2】監査指摘状況 【様式3】監査指摘に対する改善状況	左記の様式は平成28年度分のみ記載すればよいか。	過去2年分（平成27～28年度）について記載して下さい。
8	【様式4】事故への対応 【様式5】不祥事への対応	左記の様式は、過去2年間の事故や不祥事の詳細が分かる書類の記載のみでよいか。	過去5年分（平成24～28年度）について記載して下さい。
9	【様式8】資金収支及び事業活動収支の状況	収支の状況は過去2年分の資金収支及び事業収支報告書を提出すればよいか。 その際は、会計事務所の所見などは必要か。	審査を効率的に進めるため、他の書類で代用せず、様式8に該当内容を記載して提出いただきますよう御協力お願いいたします。なお会計事務所の所見は不要です。
10	【様式2 1】保育の質の向上	添付書類について、具体的にどのような書類を添付すればよいか。また、何年分を添付すればよいか。	計画が分かるものであれば、様式は問いませんが、園としての保育理念などが記載されている保育課程や年間・月間の指導計画のほか、食育の計画等が対象になります。 また、過去数年分を求めているものではないので、今年度分など1年分のみで構いません。

No.	項目	質問	回答
申請書類			
1 1	【様式26-1】運営計画 ①	移管後の保育の計画を記入する欄になっているが、移管後の保育の内容を記載するのか。	保育の内容としては、市営保育所の保育を引き継いでいただくこととなりますが、たとえば引き継ぐに当たっての計画や移管後の園の保育計画・指導計画、週案・日案などの作成方法等について記載していただく様式になっております。どのような考えに基づいて保育の計画を立てるのか等について記載していただくようお願いいたします。
		年間事業計画は市営保育所の行事予定に基づいて計画すればよいのか。	市営保育所を引き継いでいただくことになるため、別添6の年間行事予定表を参考に作成していただくこととなりますが、法人が独自に実施している事業を禁止しているものではありません。
1 2	【様式29】保育の質の確保・向上	園内研修を予定している。園内研修のみに特化して記載して問題ないか。	全ての研修について記載してください。特に力を入れる取組が園内研修であれば、その具体的な内容を記載してください。
1 3	【様式30-2】配慮が必要な児童への対応②（障害児）	障害者手帳を持っていない子どもへの対応についても記載するのか。	障害の疑いがある子どもへの対応についても記載してください。
1 4	【様式31】中長期計画	児童の受入計画について、これまでの受入数を参考に記載すればよいのか。	お見込のとおりです。
1 5	【様式32-1～3】職員の配置計画①～③	その他職員配置予定について、移管後の保育所に配置する職員という認識で間違いはないか。	お見込のとおりです。
1 6	【様式36】人材育成への貢献	「人材育成への貢献」とは、具体的に誰の誰に対する貢献を指すのか。	「申請者」の「実習生等」に対する貢献を指しております。
その他			
1 7	—	三者協議会で了承されれば異年齢保育は可能か。	可能ですが、現在の保育を実施していただくことが基本となります。

No.	項目	質問	回答
その他			
18	—	移管に係る費用について全額借入れで準備することは可能か。	可能です。

<修学院保育所に関する個別事項>

No.	項目	質問	回答
19	—	平成29年度の標準時間認定と短時間認定の子ども的人数は。	標準時間認定：85名，短時間認定：15名 (平成29年4月1日現在)
20	—	産休明け保育利用者の過去3年間の入所状況は。	過去3年間において，産休明け保育の利用者はありません。
21	—	現任の非常勤職員的人数と経験年数は(平成29年度現在)。	臨時的任用職員及び非常勤嘱託員的人数(平成29年7月1日現在)は以下のとおりです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 臨時的任用職員 </div> 保育士1名，調理師：1名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 非常勤嘱託員(時間外保育対応) </div> 保育士：1名 なお，本市では，臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の採用において経験年数を要件としていないため，各職員の経験年数は分かりかねます。
22	—	職種別の職員配置(平成29年度現在)を教えてください。	正職員の職員配置(平成29年7月1日現在)は以下のとおりです。 保育士：21名(所長及び副所長各1名，拠点事業担当者2名含む。) 調理師：2名 このほか，No.21で回答したとおり臨時的任用職員及び非常勤嘱託員を配置しております。

No.	項目	質問	回答
23	—	平成29年度の重要事項説明書を閲覧したい。	別添のとおりです。 ただし、平成29年度当初（土地及び建物の仮求積前）のものであるため、敷地や園舎の面積が異なっております。